

（中国新聞 2009年11月26日朝刊より）

交通事故の後遺症で手話によるコミュニケーションが困難になったとして、聴覚障害者の女性が事故の相手方の男性に約2600万円の損害賠償を求めた判決で、名古屋地裁は25日、女性の後遺症を「言語活動への後遺障害」と認定、約1220万円の支払いを命じた。

原告の代理人によると、訴訟の判決で、聴覚障害者の手話を健常者の言語活動と同等とする判断が示されたのは初めてとみられる。

原告は名古屋市在住の大矢貴美江さん。判決によると、大矢さんは2004年7月29日、男性の乗用車にはねられて手や肩などを骨折した。

大矢さん側は訴訟で、事故の影響で手話による言語能力の大部分に支障が出たと主張。判決は、骨折の後遺症で利き手の左手の指や右肩の関節などの可動域が狭くなり、言語能力の14%が失われたと認定した。

愛知県聴覚障害者協会の岩田章照副会長は「手話を通常の会話と同等の言語とみなしており、ろう者の社会参加や自立につながる判決だ」と評価している。